

## 2026 年度 日本・韓国青年親善交流事業 応募要領

### 事業の概要について

#### 1 事業の趣旨及び目的

日本・韓国青年親善交流事業は、1984 年の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨と、1985 年の日韓国交正常化 20 周年を踏まえ、1987 年から日本と韓国両国政府が共同して実施しています。

本事業は、両国政府が設定したテーマに関するディスカッションや施設訪問、文化体験等を通じて、次世代グローバルリーダーとしての能力の向上を図るとともに、両国青年の相互理解及び友好の促進を図ることを目的としています。

2026 年度のテーマは、「人々のつながりとデジタル社会」を予定しています。

※ 上記テーマは変更となる可能性があります。

#### 2 事業の構成及び内容

本事業は、交流プログラム及びその前後に行う研修・報告会から構成されます。このうち、日本参加青年に関する内容は以下のとおりです。

##### (1) 交流プログラム【使用言語：日本語（日韓通訳あり）】

###### ① 日韓合同オンラインプログラム

- オリエンテーション

両国の参加青年の自己紹介やディスカッションテーマに基づく講義、グループごとにディスカッションに向けた認識のすり合わせ等を行う。

- 成果発表

両国の参加青年が本事業を振り返り、ディスカッションプログラムや事業全体を通して得た成果を発表し合うことにより、お互いに学びを共有する機会とする。

###### ② 韓国プログラム

ソウル及び地方都市において、現地青年とのディスカッション、文化交流、施設訪問、ホームステイ、政府機関への表敬訪問等の活動を行う。

###### ③ 東京プログラム（日韓青年親善交流のつどい）

日本参加青年及び韓国参加青年が一堂に会し、ディスカッション、文化交流、成果発表等を行う。

##### (2) 研修・報告会（日本参加青年のみ）【使用言語：日本語】

###### ① 事前研修

本事業の趣旨、内容及び韓国についての理解を深め、日本代表青年としての心

構えや韓国における活動の基本を習得するとともに、出発前研修までの自主研修期間における目標を明確にする。

② 出発前研修

韓国における諸活動の最終準備と確認等を行う。

③ 事後研修

事業に参加した成果を取りまとめるとともに、その成果を踏まえ、事業終了後の活動について計画する。

④ オンライン事業報告会

日本代表青年として、事業に参加して得た知識や経験等について、国際交流に関心のある一般の青少年等に向けて報告を行う。

#### 4 事業日程

(1) 事前研修

2026年7月16日（木）～7月18日（土）：3日間（都内）

(2) 日韓合同オンラインプログラム①（オリエンテーション）

2026年8月20日（木）：1日間（オンライン、5時間程度を想定）

(3) 出発前研修

2026年9月5日（土）～9月6日（日）：2日間（都内）

(4) 交流プログラム（対面で実施するもの）

2026年9月7日（月）～9月16日（水）：10日間

・韓国プログラム 9月7日（月）～9月14日（月）

・東京プログラム 9月14日（月）～9月16日（水）

(5) 事後研修

2026年9月17日（木）：1日間（都内）

(6) 日韓合同オンラインプログラム②（成果発表）

2026年11月6日（金）：1日間（オンライン、3時間程度を想定）

(7) オンライン事業報告会

2026年12月12日（土）：1日間（オンライン）

※ 諸般の事情により、日程が変更又は中止となることがあります。

#### 5 修了証の交付と参加資格の取消

本事業終了後、所定のプログラムを修了したと認められる参加青年には、内閣府から修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定した後、応募要件等に反することが判明した場合や、参加青年として不適切と認められる行為等があった場合には、参加資格を取り消し、修了証を交付しないことがあります。

また、修了証の交付後であっても、応募要件等に反することが判明した場合には、遡って参加資格を取り消し、修了証を無効とする場合があります。

## 6 事業参加後の活動

内閣府青年国際交流事業の参加青年には、日本を代表して事業に参加した者として、各々の属する職域や地域に事業参加によって得たものを還元する（「事後活動」）とともに、継続的に自己研鑽に励み、各分野において国際社会や地域社会をけん引するグローバルリーダーに成長することを期待しています。

内閣府青年国際交流事業は歴史が長いため、日本青年国際交流機構（IYE0）（全国組織の他、全国47都道府県別組織あり）を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。

IYE0の活動内容の詳細は、同機構HP (<https://www.iyeo.or.jp/>) をご覧ください。

## **日本参加青年の募集・選考について**

### 7 募集人数

#### **日本参加青年 20名**

※ 韓国参加青年は20名、両国で計40名が参加予定

### 8 応募要件

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 2026年4月1日現在、18歳以上30歳以下の者であること。
- (3) 本事業を含め、過去に内閣府の青年国際交流事業に参加したことがないこと。
- (4) 原則として、各種研修や報告会を含む、事業の全日程に参加できること。  
※ 学業や業務の都合等でやむを得ない場合には、事前に内閣府の承認を得た上で、一部の日程を欠席することが可能です。欠席が必要になることが予め見込まれる場合には、二次選考の面接の際にご相談ください。
- (5) 心身共に健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。
- (6) 内閣府等が指定する各種課題（レポート等）について、漏れなく提出すること。
- (7) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (8) 韓国及びテーマに関心があること。
- (9) 韓国語により簡単な日常会話ができる者が望ましい。  
※ 韓国語ができなくても選考で不利になることはない。
- (10) 国際社会や地域社会をけん引するグローバルリーダーに成長したいという強い意欲を有し、事業参加後、各々の属する職域や地域に事業参加によって得たものを還元するとともに、継続的に自己研鑽に励む意思があること。
- (11) 事業効果の把握のための各種調査に継続的に協力する意思があること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求める必要な対応（予防接種、マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。

## 9 参加青年に求められる資質・能力

次世代のグローバルリーダー候補として、以下の資質・能力を備えた青年の参加を期待しています。

(1) 視野の広さ

短期的な視点／中長期的な視点、グローバルな視点／ローカルな視点など、様々な視点で物事を見ることができる。

(2) 洞察力

課題の本質を見抜き、適切な解決策に導くことができる。

(3) 自己分析能力

自らの得手・不得手などを正しく認識し、集団の中で自らが担うべき役割を適切に見出することで、プロジェクトの成果の最大化（ひいては、社会課題の解決）に貢献できる。

(4) 行動力

課題解決に向けて具体的なアクションを起こすことができる。

(5) 専門性

特定の分野・テーマにおける専門的知見を有し、課題解決に資する。

(6) コミュニケーション能力

自らの意見を分かりやすく相手に伝えるとともに、相手の意見を正しくみ取り尊重することができる。

(7) ファシリテーション能力

関係者のコミュニケーションを促進し、各人の意見を引き出すとともに、多様な意見をまとめ、合意形成につなげることができる。

(8) 語学力

異なる国の人々と適切にコミュニケーションを取ることができます。

(9) 柔軟性

異なる存在を受容する力を持ち、相手の立場に立って行動することができます。

(10) 向上心

現状に満足せず、社会課題の解決を図るための活動やそのために必要な努力を継続的に行うことができる。

(11) 粘り強さ、ストレス耐性

困難な課題に直面した際に、それに伴って生じるストレスにうまく対処しながら、解決に向けて粘り強く取り組むことができる。

## 10 選考の概要

日本参加青年の選考は、以下のとおり行います。

(1) 一次選考（書類審査）

- 参加申込書を基に審査を行います。
- 審査の参考として指導教官・所属先の上司、所属団体の代表者等からの推薦書を提出することができます（任意）。
- 結果の通知は、2026年4月中を目途に、メールにて行います。

(2) 二次選考（オンラインにて実施）

- 2026年5月上旬に、ウェブテスト及び個人面接を実施します。
- 日程及び選考の詳細については、一次選考の結果と合わせて連絡します。
- 面接の日時は原則として変更できません。
- 結果の通知は、2026年5月中旬を目途に、メールにて行います。

(3) 三次選考（原則、対面にて実施）

- 2026年5月下旬に、個人面接及びグループディスカッションを実施します。
- 日程及び選考の詳細については、二次選考の結果と合わせて連絡します。
- 面接の日時は原則として変更できません。
- 会場は、内閣府庁舎（東京都千代田区永田町1-6-1）を予定していますが、オンラインでの実施を希望する場合には、二次選考の結果の通知後に個別にご相談ください。

(4) 参加青年の決定

- 参加青年の決定通知（三次選考の結果の通知）は、2026年6月中旬を目途に、メールにて行います。
  - 参加青年の決定通知の1週間前（2026年6月上旬）を目途に、合格予定者に内定連絡を行います。
- ※ 内定後又は参加決定後に提出いただく書類については、「15 内定後に提出いただく書類」をご覧ください。
- ※ 提出いただいた書類の内容を踏まえ、最終的な事業参加の可否を判断します。そのため、場合によっては、合格通知の時期が遅れることがあります。

## 11 応募方法

内閣府HP（以下）にある応募方法に従ってご応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2026.html>

**参加申込書提出の締切：2026年4月17日（金）12時（正午）**

- ※ 参加申込書提出に先立つ**応募フォームへの入力・送信は4月15日（水）12時（正午）まで**です。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の提出は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ※ 参加申込書はメールによる申請のみの受付となります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。
- ※ 締切後の応募は無効となりますので、時間に余裕を持ってご応募ください。

## **その他**

## 12 参加費

- (1) 本事業への参加に際し、参加費（**7万円程度**を予定）を負担いただきます。
- (2) 参加費については、事業への参加に必要な以下の経費の支払に充てられます。

- ① 各研修及び交流プログラムに係る食費、宿泊費の一部
  - ② 海外旅行保険（出発前研修、東京プログラム、事後研修期間を含む）加入費
  - ③ 航空運賃の一部
- (3) 以下の経費については、各参加者の自己負担となります。
- ① 健康診断及び予防接種に係る費用
  - ② 旅券発行手数料
  - ③ (2)②の海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用  
※ 特に、事前研修期間中は保険期間外となります。
  - ④ 本事業への参加決定を取り消された場合の帰国等に係る費用  
※ ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や、日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他内閣府がやむを得ない帰国であると認めた場合には、内閣府が、その全部又は一部を負担する場合があります。
  - ⑤ 個人が用意するお土産
  - ⑥ 名刺、ポロシャツ等の任意で作成するもの
  - ⑦ 文化交流等で使用するもの（衣装等）
  - ⑧ 事業期間中の通信環境の整備に関する費用、通信費
  - ⑨ 宿泊ホテル等における付随的費用
  - ⑩ その他、個人用に必要な経費
- (4) 以下の経費については、内閣府が負担します。
- ① 研修及び交流プログラムに参加するための往復交通費  
※ 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給します。
  - ② 日本国内、交流国内を団体で移動する際の交通費
  - ③ 事業中に訪問する施設の入場料 等
- (5) 参加費は複数回に分けて振り込んでいただくことを予定しており、最初の振込時期は 2026 年 6 月下旬を予定しています。詳細は、参加決定後に連絡します。  
なお、実際の徴収額は、上記の額から多少変動することがあります。

### 13 参加費免除の申請

独立生計者でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。

※ 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に 150 万円以上の収入があり、その収

入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者

※ 上記 12(3)については、参加費免除となった場合も自己負担となるのでご注意ください。

## 14 参加費の返金

諸般の事情により、事業が中止された場合、それまでに支払った参加費は原則返金されません。事業参加途中で参加資格取消があった場合及び事業への参加を辞退した場合も同様に、参加費は原則返金されません。

ただし、事業中止又は参加資格取消、辞退により航空便等の予約をキャンセルした結果、事業者等から返金があった場合には、当該返金額を上限として参加費を返金する場合があります。

## 15 内定後に提出いただく書類

内定後又は参加決定後、以下の書類を提出いただく予定です。

- ① 健康診断書（内定後）

※ 最新の受診結果（2025年6月以降に受診したもの）をご提出ください。

※ 医療機関で受診するもののほか、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えありません。

※ 必須項目は以下とします。

問診、身体測定（身長及び体重）、視力、血圧、尿検査（蛋白及び糖）

※ 必要に応じて、追加の書類の提出を個別に依頼する場合があります。

- ② 既往歴、現在の通院・服薬状況等（内定後）

- ③ ②に関する医師の診断書（内定後）

- ④ パスポートの写し

※ 外国への渡航に際し、保険等の手続きに必要となります。

## 16 個人情報の取扱い

- (1) 本事業への応募に際して収集した個人情報（応募フォーム及び参加申込書に記載された情報）は、以下の利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

- ① 日本参加青年の選考

- ② 2026年度の本事業の実施

各国政府や日本国内の他の政府機関（外務省等）、大使館、事業受託業者、プログラムの受入団体（都道府県等の地方公共団体、視察先団体、同窓会組織等）、報道機関等への情報提供を想定しています。

- ③ 事業参加後のフォローアップ

内閣府主催イベントの案内、事業効果の把握のための各種調査の協力依頼等における利用（事業受託業者への情報提供を含む。）を想定しています。

- ④ 2027年度以降の内閣府青年国際交流事業の実施

各種プログラムに既参加青年として協力を依頼する場合等における利用（事業受託業者への情報提供を含む。）を想定しています。

- (2) 事業の広報及び記録のため、内閣府や事業の運営者、プログラムの受入団体等が、研修や交流プログラムの様子を撮影・録画・録音し、内閣府HPや内閣府公式SNS、インターネット上の広告等に使用することがあります。
- (3) 本事業に応募した方は、上記(1)(2)の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

## 17 照会先

内閣府 青年国際交流担当室 国際企画担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

電話 03-5253-2111（大代表）

（平日／9：30～18：15）